

認定こども園 みその幼稚園 園則（運営規程）

（施設の名称等）

- 第1条 株式会社 みそのアクティブが設置する認定こども園の名称及び所在地は次の通りとする。
- （1）名 称 認定こども園 みその幼稚園
 - （2）所在地 群馬県太田市新井町 318 番地

（目的）

- 第2条 認定こども園みその幼稚園（以下「当園」。）は、群馬県条例第五十九号群馬県認定こども園の認定基準に関する条例第二条四項地方裁量型認定こども園に基づき、保育を必要とする子に対する保育を行うほか、保育を必要とする子以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げられる目標が達成されるよう保育を行い、子どもの健やかな成長が図られるよう環境を整え、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

（利用定員）

- 第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」。）第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。
- （1）法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定こども」） 10人
 - （2）法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定こども」） 15人
 - （3）法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定こども」） 15人

（運営方針）

- 第4条 当園の運営方針は、次の通りである。
- （1）健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、身体諸機能の発達を図る
 - （2）集団生活の中でも個性を大切にし、子ども達が自己を発揮できるよう日々の教育及び保育を行う
 - （3）子ども一人ひとりの特性や発達の課題に配慮し、子どもが自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培えるような環境を構築すると共に、日々の教育及び保育を行う
 - （4）自然や社会の事象についての興味や関心を育み、子どもの豊かな心情や思考力の基礎を培う教育及び保育を行う
 - （5）保護者の子育ての実践力の向上を支援すると共に、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行う

（教育・保育等の内容）

- 第5条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行うものとする。
- （1）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第二章第二節第八条に規定する時間において教育・保育を提供する
 - （2）食事の提供
 - （3）その他教育・保育に係る行事等の実施
 - （4）一時預かり事業の実施
 - （5）教育・保育相談事業の実施

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 職員の職種、員数及び職務内容は別表1の通りとする。

(教育・保育等の提供を行う日)

第7条 教育・保育等の提供を行う日は次の通りとする。

(1) 1号認定子ども

ア 学期

- ① 1学期 4月 1日から7月31日
- ② 2学期 8月 1日から12月31日
- ③ 3学期 1月 1日から3月31日

イ 休園日

- ① 土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 夏季休園 7月21日から8月20日
- ③ 冬季休園 12月21日から1月8日

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

月曜日から土曜日までとする。但し日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び毎年、の年間計画による夏季休園日、年末年始を除く

(教育・保育等の提供を行う時間)

第8条 教育・保育等の提供を行う時間は次の通りとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間

10時から14時とする。但し、8時から19時までの範囲で一時預かりを実施する

(2) 保育時間標準時間認定に係る教育・保育時間

8時から19時までの間で保護者が保育を必要とする時間

(3) 保育時間短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの間で保護者が保育を必要とする時間。但し、19時までの範囲内で必要に応じ、時間外保育を実施する

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 園長は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から特定教育・保育に係る利用者負担額(市町村が定める利用負担額)の支払いを受けるものとする。

2 園長は、市町村から特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領する。但し、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から特定教育・保育費用の支払いを受けるものとする。

3 園長は、前2項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち別表2に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

4 園長は、一時預かり、時間外保育を利用する児童の保護者から別表3に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(入園)

第10条 当園への入園を希望する1号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込書を園長へ提出するものとする。

2 園長は前項の入園申込書が提出されたときは、原則として先着順により選考を行うものとする。

3 園長は前項の選考の結果、内定した児童については内定通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。

- 4 園長は、第2項の選考の結果、内定できない児童については、内定不承諾通知書によりその旨を保護者に通知するものとする。
- 5 当園へ入園を希望する保護者から、市町村が定める支給認定に係る申請書又は保育利用に係る申込書等が提出されたときは、当園は速やかに当該書類を市町村へ提出するものとする。
- 6 園長は、市町村による利用のあっせんがあった場合には、これに応じるものとする。

(退園)

第11条 利用時間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに園長へ退園届を提出するものとする。

- 2 園長は、次のいずれかに該当する場合には、利用児童を退園させることができる。
 - (1) 保護者から退園届が提出されたとき
 - (2) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
- 3 園長は、前項の規定により退園決定したときは、退園通知書により当該園児の保護者へ通知するものとする。
- 4 園長は、前項の規定により当該保護者に退園に係る通知をしたときは、速やかにその旨を市町村へ通知するものとする。

(転園)

第12条 保護者の転居、その他の事由により他の教育・保育施設等への転園を希望する保護者は、転園希望月の1月前までに園長へ転園届を提出するものとする。

- 2 園長は、前項の転園届が提出されたときは、速やかにその旨を市町村へ通知するものとする。

(休園)

第13条 1号認定子どもについて病気、その他の理由により休園を希望する保護者は、速やかに園長へ申し出するものとする。

- 2 園長は、利用児童が多数感染症に患するか、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められた場合は、その事由が消滅するまで利用児童の当園を禁じ、休園とすることができる。
- 3 園長は、第1項の休園の申し出が出された場合、又は前項の規定により休園を決定したときは、速やかにその旨を市町村へ通知するものとする。

(卒園)

第14条 当園は、利用児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っている際に、利用児童に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。(当園の各種マニュアル参照)

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用児童の保護者及び市町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故状況や事故に際して採った処置について記録をすると共に、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や

かに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は消火・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び消火訓練を実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため責任者の措置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規定に定めるもののほか、当園の管理に必要な事項は、園長がその都度定めるものとする。

(改正)

第19条 この規定を改正するときは、株式会社 みそのアクティブ取締役会の議決を経るものとする。

附則

この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。

第一回一部改訂 平成28年3月31日

第二回一部改訂 平成29年3月31日

第三回一部改訂 平成30年3月31日

第四回一部改訂 令和元年9月30日

別表1 職員の職種、員数及び職務内容

※雇用状況により変動する場合があります

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|------------|----|----|-----|---|
| 園長 | 1 | 1 | | 所属職員及び業務の管理を行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うと共に、利用児童を全体的に把握し、園の運営をつかさどり、経理及び庶務等の事務全般も行う。 |
| 主幹 保育教諭 | 1 | 1 | | 園長より職務を受け、園の運営の一部を整理し、職員の指導並びに利用児童の教育・保育をつかさどる。 |
| 副主幹 | 1 | 1 | | 主管保育教諭の補佐並びに利用児童の教育・保育をつかさどる。 |
| 保育教諭 | 9 | 5 | 4 | 利用児童の教育・保育をつかさどる。 |
| 保育士 | 1 | 1 | | 利用児童の保育をつかさどる。 |
| 教諭 | 1 | 1 | | 利用児童の教育をつかさどる。 |
| 外部講師 | 2 | | 2 | 英語教育・和太鼓指導等の教育面の指導。 |
| 栄養士 | 1 | 1 | | 利用児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。給食・おやつ調理及び調理室の衛生管理の指導に務める。 |
| 調理員 | 1 | | 1 | 給食・おやつ調理及び調理室の衛生管理を務める。 |

別表2 実費に係る利用者負担額

①利用児童に係る費用

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | 金額 |
|-----|-----------------|---------------|
| 園服等 | 制服・体操着・スモック等 | 1,430円～5,390円 |

②1号認定子どもに係る費用

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | 金額 |
|-----|-----------------|-----------|
| 給食費 | 主・副食代として | 月額 3,500円 |

③2号認定子どもに係る費用

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | 金額 |
|-----|------------------|-----------|
| 給食費 | 主・副食・おやつ・牛乳等代として | 月額 4,500円 |

④利用者希望カリキュラム（年中児～年長児）

| 項目 | 内容（負担を求める理由・目的） | 金額 |
|-------|-----------------|-----------|
| スイミング | 毎週1回（月4回） | 月額 4,000円 |

別表3 一時預かりに係る費用

在園児（教育標準時間・保育短時間）

| | | |
|---------|----------|-----------|
| 1号認定子ども | 1時間 300円 | 土曜日 100円増 |
| 2号認定子ども | 1時間 100円 | 〃 |
| 3号認定子ども | 1時間 200円 | 〃 |

在園児以外

| | | | |
|-----------|----------|------------------|-----------|
| 3歳児未満 | 1時間 400円 | 1日 3,200円 | 土曜 4,000円 |
| 3歳児以上 | 1時間 200円 | 1日 1,600円 | 土曜 2,400円 |
| 土曜日 100円増 | | 平日1日・土曜の利用時間は8時間 | |

一時預かり事業について

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、一時預かり事業に対しても利用料無償化(上限有り)対象になる場合があります。

下記要件を満たす児童については、太田市より新たに施設等利用給付認定を受ける必要があります。

- ・保育の必要性のある児童

新2号：3～5歳児クラス

新3号：0～2歳児(満3歳児含む)クラスの住民税非課税世帯

- ・1号認定児童

- ・保育所、認定こども園(2・3号)に入園していない児童

※在園する2・3号認定児の延長保育は対象外

◆1号認定児童のうち新たに新2・3号認定を受けた利用料について

- ・月額11,300円までの利用料が無償 (支給上限額=450円/日×利用日数)
在園する1号認定児(平日300円/時間・土曜400円/時間)

例. 2時間延長(1日)で20日利用した場合

600円×20日=12,000円 > 450円×20日=9,000円が無償対象

◆在園児以外の一時的預かり利用料無償化について

- ・3～5歳児：月額37,000円が上限
- ・0～2歳児(満3歳児含む)：月額42,000円が上限

例1. 3歳以上児で平日(1,600円/日)20日利用した場合

1,600円/日×20日=32,000円 < 支給上限額 ⇒ 32,000円が無償

例2. 3歳未満児で平日(3,200円/日)20日利用した場合

3,200円/日×20日=64,000円 > 支給上限額 ⇒ 42,000円が無償
差額の22,000円は保護者負担

※上限額(3歳以上児:37,000円・3歳未満児:42,000円)を超えた場合の利用料については、保護者負担となります。